

氏名（本籍）	宮本 圭（東京都）
学位の種類	博士（開発学）
学位番号	甲第91号
学位授与の日付	2024年9月15日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当
学位論文題目	思春期セクシャル/リプロダクティブヘルスにおける看護職役割の課題 —ネパール連邦民主共和国・バグマティ州の思春期若者と看護師を事例として—
研究審査委員	主査 小國 和子 日本福祉大学 教授 副査 久野 研二 日本福祉大学 客員教授 吉村 輝彦 日本福祉大学 教授
学外審査委員	岡本 眞理子 前日本福祉大学 教授

論文内容の要旨

本論文の目的は、ネパールにおける看護師と思春期若者による、思春期セクシャル/リプロダクティブヘルス（Adolescent Sexual/ Reproductive Health: ASRH）に対する認識と行動の実態を明らかにし、ASRH 改善に向けたネパール看護職の役割における課題を解明することである。

ネパールの ASRH 課題に対してヘルスサービスを提供している看護職に着眼し、専門性の特徴から看護職の役割とその課題について考察する。文献研究から思春期若者の認識と行動、および看護職の役割にかんする認識と行動とその一致や齟齬について事例分析の視点を設定し、具体的にはネパールのバグマティ州においてオンラインでのインタビュー調査を看護師、思春期若者に対して実施し、得られたデータを分析している。

本論文は、序章と終章を含め全9章（198 ページ/ 参考文献含、加えて別添資料 20 ページ）で構成され、序論に続く第1章において、本論文で取り上げる開発課題の概説と問題への接近の切り口が提示され、第2章および第3章にて、対象地域であるネパールの思春期若者を取り巻く社会的特徴や、現行のヘルスサービスの概要が示される。第4章では本論文の主アクターである看護職の専門性の変遷と現状について先行研究や資料から特徴づけられ、中でもネパールの ASRH 改善に向けてどのような取組が行われているかが説明される。そこまでで捉えられた対象地域ネパールにおける問題および主要な対象である看護職の特徴づけを踏まえて、第5章において事例分析の枠組みが示され、続く第6章で実際にバグマティ州における事例研究が描かれる。事例研究までの章を踏まえて第7章では全体考察が論じられ、終章で結論を述べている。

以下、章ごとの概要である。

序 章：序論では、論文の背景、問題の所在、研究の目的と方法、そして構成が示されている。

第1章：思春期セクシャル/リプロダクティブヘルス(ASRH)の現状と課題

グローバルな ASRH の課題は、家族計画、不妊や産前・産後ケア・新生児ケア、安全な妊娠中絶、思春期保健や若者への性教育、セクシュアリティにかかるカウンセリング等多岐にわたる。ネパール

は南アジアでも若年婚・若年妊娠の割合が高く、国は児童婚廃止や人工妊娠中絶に関する合法化、思春期にやさしいヘルスサービス (AFHS) プログラムの導入等、多様な取り組みを行ってきた。しかし、家族における婚姻の意義や、貧困、母親の教育歴、地理的要因が影響し、十分な効果を出せていない。

第2章：ネパールの思春期若者を取り巻く社会と学校教育

ネパールの思春期若者の ASRH が社会関係や学校教育にどのように影響を受けて、ASRH の様相が生み出されているのかを把握するため、人生儀礼と伝統的規範、基礎教育における保健教育について整理されている。男女ともに成長過程でジェンダー役割を身に付け、成人する前に男女で異なる役割意識を持つようになる。また、女子就学率は上がっている一方で中等教育における女子の中退率が高いことや、リプロダクティブヘルス (RH) 教育の内容や教育手法が十分確立されていない点に課題がある。

第3章：ネパールのヘルスサービスと思春期セクシャル/リプロダクティブヘルスへの国の取り組み

思春期若者を取り巻く医療を特徴づけるため、保健行政改革後の保健体制とヘルスサービス提供者、そのなかでの ASRH にかかる保健政策や取り組みを整理し、人材の不適切配置や、住民とヘルスサービス提供者の認識の相違に課題があることが示された。また、複数省庁が思春期若者のアウェアネス活動や、官民協働の家族計画や RH、月経保健衛生、ジェンダー平等に関するプロジェクト等を展開していることが確認された。加えて、近代医療に基づいて活動する専門職と、地域のボランティアや伝統治療師などの両方が、ASRH 改善においてそれぞれの専門性を活かしながら、協働していく可能性が示されている。

第4章：思春期セクシャル/リプロダクティブヘルスでネパールの看護職が担う役割

ASRH における看護職の役割を分析するため、ネパールの看護職の歴史的なレビューから制度化の流れを概観し、現代における看護職の専門性の特徴づけが行われている。ネパールの看護職は高学歴化・専門細分化し、国際標準および技術重視の教育が行われる一方、看護教育において個人を尊重し、適切なケアを提供するための倫理教育や多文化看護が行われていない課題が指摘された。また、医療機関での慢性的な人材不足や海外への頭脳流出がある。他方で、ASRH 改善を目的としたスクールヘルス/ナース・プログラムの可能性や課題が示された。第三節では以上を踏まえ、現在のネパール国家において想定されている ASRH における看護職の役割を3点抽出している。

第5章：分析の枠組み

第2章～4章までで示されたネパールの多様なヘルスケアシステムとそれに影響を与える諸要素を踏まえて、第6章の事例研究における分析の枠組みを設定している。まず、思春期 ASRH 実践における個別のサービス提供者としての看護職を相対化し、課題を取り巻く全体像を把握する視点として、クライマンの地域ヘルスケア・システム・モデルにおける専門領域・民間領域・民俗領域の概念図に着目している。そのうえで、主たる研究対象である看護職の専門性を読み解く切り口として、レイニンガーの文化ケア理論を組み合わせることで、当事者としての思春期若者と、ケアを提供する看護師の ASRH に対する認識と行動の全体を捉える三つの領域と、目指される文化的看護ケアの概念的なありようとして、それらが重なり合う「融合的なヘルスケア」領域を図示し、これらの観点から事例分析を行うとされた。

第6章：ネパール・バグマティ州における ASRH の事例研究

第5章で設定した枠組みを念頭に、バグマティ州の ASRH 当事者である思春期若者の理解・行動と、サービス提供者である看護師の認識・実践について事例研究を行った。調査対象は看護師 10 名、思春期若者 9 名で、半構造化インタビューが行われ、思春期若者の理解で 6 カテゴリー、行動では 7 カテゴリー、看護師の認識では 5 カテゴリー、実践では 4 カテゴリーが抽出された。

思春期若者の認識では<<保健教育の効果>>が抽出され、<<心身の健康を保つ行動の励行>>や<<月経時の対処行動>>、等の行動とのつながりが示された。しかし一方で、<<SRH に対する女子の恥じらいの強さ>>が<<初経・月経に伴う感情と価値観>>の認識と共に<<初経・月経時の屋内隔離や行動制限>>、<<月経時の対処行動>>へのつながりが見いだされるなど、学校の保健教育に基づくケアの知識と、伝統的知識や価値観によって認識や行動に制約がある実態が確認された。

次に看護師の認識では、<<ASRH 利用の阻害要因>>や<<ASRH におけるリスク>>が見いだされ、<<医療機関内で提供する看護ケア>>、<<若年妊婦・褥婦の保護>>、<<医療機関外で提供するケア>>、<<NGO による地域での活動>>といった実践への展開が確認された。それらの考察から、「規定されたケア」を担いつつ、一部では医療施設外への広がりをもつ「柔軟に応用されたケア」の実態の一端が明らかにされた。

第7章：全体考察

全体考察では、第2章から第4章までの先行研究から整理された議論と、第5-6章で展開された事例分析から明らかになった実態を論拠に、主に保健医療制度上の課題、そして看護実践上の課題が論じられている。考察の1点目として、ネパールの看護職が現行制度における狭義の医療機関でのケアの担い手としての役割は果たしつつ、それが必ずしも当事者である若者が抱える不安等の実態をカバーできていないことが指摘された。また2点目では、ネパールにおける ASRH ケアの実態において、思春期若者および看護師の双方に横たわるジェンダー規範の影響が根強く、結果として双方の間に様々な距離と認識のずれが生じている様が指摘された。これら2点の考察から、第3節では課題解決に向けた今後の方向性にも言及がなされた。

第8章：結論

終章となる第8章では、ネパール看護職が ASRH ケアを遂行する上で直面する課題の解明という本論文全体の目的に立ち戻り、第7章の全体考察で導かれた2点から、医療機関にとどまらず柔軟な関与が求められる実態に対して現行の保健制度上に課題があることと、若者当事者および看護師自身の双方の認識と行動の前提にジェンダー規範が制約として横たわる中で、担い手としての看護職自身がそれを超えていくための後押しとなるような育成課程となっていないという看護教育上の課題があることを改めて確認し、結論づけた。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

申請者は2019年秋期に論文執筆資格審査に合格した。その後、執筆資格審査の際に付された意見に基づき修正増補を重ね、2024年4月2日に学位請求予定論文を提出した。同年4月11日の第1回国際社会開発専攻会議において、第一次審査申請の受理が決定し、審査委員会が設置され、主査に小國、副査に久野、吉村が選出された。

各審査委員は論文の審査作業を進め、5月2日、申請者に対する口頭試問を行い、申請者による発表と質疑応答を通じて論文内容を確認するとともに、改善すべき点を指摘した。なお、副査の久野が海外在住であることから、第一次審査における口頭試問はZoomを利用したオンラインにて実施された。それらを通じて博士論文としての水準と完成の可能性が認められたことから、審査委員会にて合否判定を行い、5月16日の国際社会開発専攻会議で同論文の第一次審査の合格が決定した。そして、6月22日に公開発表が行われ、論文内容の発表と質疑応答がなされた。なお、上述の事情により公開発表は、名古屋キャンパスでの対面とZoomを併用したハイフレックス方式にて実施された。

そのあと、第一次審査と公開発表会で指摘された点を中心に論文の加筆修正がなされ、2024年7月8日に学位申請論文が提出され、7月11日の国際社会開発専攻会議にて受理が決定された。直ちに、第一次審査と同じ上記3名からなる審査委員に加えて、オイコクレジットの代表でネパール地域に造詣が深い岡本眞理子氏に外部審査依頼を行い、外部審査報告書の提出を受けた。その後、7月24日に東海キャンパスにて対面およびZoomを併用したハイフレックスでの口頭試問を行った。その直後に、審査委員会で学位論文についての評価および学位授与についての基本的合意に至った。

2. 論文の評価

- ・本論文は、ネパールにおける看護師の専門性の制度化に向けた長期間の現地でのODA実務者としての経験や、山岳部の現地調査経験を踏まえた実践的な問題意識と、日本での看護学部教員としての専門知識をベースに、同国の専門的なヘルスワーカーの中でも最多数を占める看護職に着眼して、学術的にも社会的にも妥当な研究主題を設定し、文献研究と現地調査を通して解明を試みて、一定の結論を導き出している。

- ・事例分析枠組みの設定に向けた先行研究の検討作業に先んじて、文献研究を通して一般論としての看護職の専門性と、ネパールにおける病院中心のヘルスシステムの全体像における看護職の役割の位置づけについて概観し特徴づけることで、コロナ禍で現地調査の比重が薄くならざるを得なかった側面を補完し、分析視点の妥当性を担保している。また同様に、ネパールの思春期若者および看護師を取り巻く学校教育や医療など制度の整理と現状の検討や、思春期ASRHに関連付けられる事項についての社会文化的特徴づけが十分に行われていることで、事例研究における情報不足を補う努力がなされている。

- ・事例研究では、特定州の現地の開発課題としての思春期ASRHの実態の一端を具体的に描写している。事例対象地域がネパール国家全体においていかなるモデル的位置づけたり得るかという点で更なる説明があれば論文の汎用性に向けてより説得力が増したと考えられるが、描写されている思春期若者、看護師、それぞれの語りは読みごたえがあり、語りから抽出された概念の分析および導かれた実態の説明のいずれも妥当なもの判断される。

- ・開発学における学位請求論文としての本研究が、既存の看護職の制度的役割を前提にその日常的実

践の改善を問うのではなく、ヘルスシステム全体における看護職の役割自体を相対的に観ることで課題化を試みた事は、既往の学問領域に向けて一定の意義を有すると考えられる。また、実際の制度整備と全国的な普及が展開中のネパールの ASRH ケアの実践現場に向けて、示唆を与えうるものと期待される。ただし、本論文が課題解明にとどまっていることは、本論文がその領域で果たすべき役割における限界を示しており、この先さらに、解明された課題に対してどのような解決形成過程が実現可能であるのかを、申請者が研究者、教育者及び実務者としての責任をもって真摯に検討し続けることを求めたい。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

第一次審査および公開発表会での指摘に沿った改善点に言及しつつ、論文概要の報告が一通り申請者によって行われ、それに対する審査員からの質問に速やかな応答がなされた。外国語運用能力に関しては、1996 年から断続的に計 10 年にわたる在外勤務経験を通じて、業務上、日常的に英語を用いた執筆およびコミュニケーションを行ってきており、特に本論文の研究対象地域でもあるネパールでは、看護職の国家資格化に向けた各種マニュアルや副教本を現地教員との協働で作成した経験もあることから、学位取得において求められる十分な能力を有していると判断された。加えて、現地調査は申請者がネパール語で実施しており、地域に根差す研究を極める上でも素地を有している。また、ネパールにおける ASRH が今後直面する課題やそれに対して一般論ではなく申請者自身が本論文の成果を踏まえて研究者及び実務者として何ができるかという点の展望についても、質問に対して適切な回答がなされた。

4. 結論

以上のことから、本審査委員会は、学位申請者宮本圭は、日本福祉大学学位規則第 12 条により、博士学位（開発学）を授与するにふさわしいと判断し、合格と判定する。

以上